

3、国家に捏造された罪と罰

●軍機保護法の定義と歯止め

軍機保護法は、もともと1899年（明治32）制定の軍内部の規律に重きをおく概括的な法だったが、日本軍による中国大陸侵略さ中の37年（昭和12）8月の抜本改正で厳罰化、適用範囲を民間に一段と広げ、国民弾圧に及ぶ実質・新法に改悪された。実際、当時の軍、議会関係者は新法と呼んでいた。

しかし、その中でも議会審議（帝国議会）は可能な限り尽くされた。とくに貴族院での、学識経験者ら勅選議員による質疑は特筆されている。人権侵害を防止する視点からの審議が厳正に起こされ、軍・司法当局から引き出した答弁を基に、法規制の重要事項での歯止め規範が合意され、定義化された。

以下、要点を抜粋・要約すると――

◇軍事秘密Ⅱ軍の統帥事項または統帥と密接な関係のある事項に
関する高度の秘密で、尋常一様の手段では探知・収集できない
秘密を指す。

◇探知（罪）Ⅱ右定義の軍事秘密と知った上で故意に不法不正な
手段を以て探知・収集した故意犯を探知罪の対象とする。

◇漏泄（罪）Ⅱ軍事秘密を故意に探知・収集した者、あるいは偶
然に知得した者が、これを他人、あるいは外国、あるいは外国

の為に行動する者に漏泄した場合、あるいは公にした場合は、
漏泄罪の対象となる。

▼軍機保護法・付帯決議

議会審議では、最終段階で、右の合意事項（定義）の成文化
が行われ、これを法案の付帯決議とすることで全員一致、この
付帯決議が遵守されることを条件に、付議の軍機保護法改正案
が原案通り可決成立した。

採決にあたっては、陸軍、海軍、司法の3大臣も議場に列席
し、付帯決議の尊重を宣明している。

付帯決議

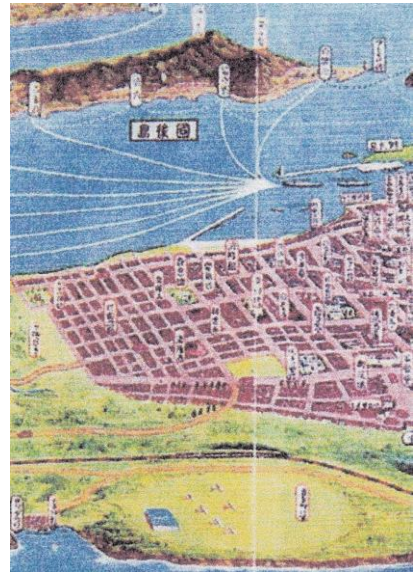
「本法に於て保護する軍事上の秘密とは不法の手段に依るに非
ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て政
府は本法の運用に当りては須く軍事上の秘密なることを知りて
之を侵害する者のみに適用すべし」

*右付帯決議の核心は「不法の手段」。窃盗、強盗、器物損壊、
不法侵入など、刑事罰を伴う手段を用いなければ探知・獲得
できないように厳重保管された「秘密」だけが法で保護され
る秘密であり、そういう秘密を刑事罰を伴う手段で探知・獲
得した場合にのみ探知罪で罰せられる。

●宮澤弘幸が「スパイ」とされた行動

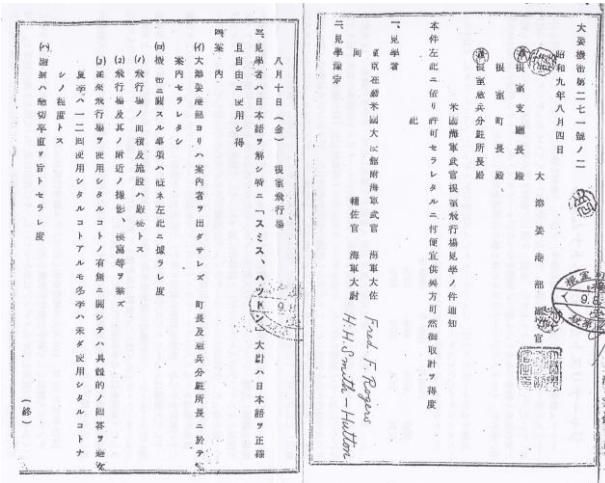
宮澤弘幸が確定判決で有罪（スパイ行為）と断じられた行動のうち、主な行動を列挙すると以下になる。

- ① 北大学生課あつせんの夏季労働実習で行った旧樺太（現サハリン）大泊町での海軍工事現場で聴取・目撃したこと。（これは文部省主導の「学生勤労奉仕隊」の一環であり、北大版）
- ② 旧上敷香（現ポロナISK）の海軍飛行場の工事現場で聴取したこと。（前項の実習終了後に、先住少数民族の国策定住集落などを見学した途次での見聞）
- ③ 灯台船に便乗・巡航した旧樺太・千島列島で聴取・目撃したこと。（実際の嫌疑は、巡航からの帰路、列車の中で乗客から根室の海軍飛行場の様子を聞いたこと。便乗は、父の知人の札幌逓信局長の口利きによるもので北大からの推薦も得た）
- ④ 海軍軍事思想普及講習会（樺太）に参加した折に聴講・知得したこと。（夏季労働実習の時、講習会の開催を知り、国を思う気持ちから応募した）
- ⑤ 陸軍の機械化訓練講習会（千葉）に参加した折に聴講・知得したこと。（陸軍が催し、同じ気持ちから参加した）
- ⑥ 旧満支方面を旅行した折に目撃知得したこと。（南満州鉄道が公募した学生論文に入選した褒賞として参加した）
（大審院判決の原本は最高裁に現存。写し全文、および札幌地裁判決の全文は『引き裂かれた青春』巻末に収録）



◇根室海軍飛行場が機密ではなかった証拠 その①

1933年(昭和8)発行の「根室要覧」に描かれている海軍飛行場。飛行場の北側に沿って鉄道線路が描かれている。



◇根室海軍飛行場が機密ではなかった証拠 その②

1934年(昭和9)8月4日、海軍大湊要港部は、米国海軍武官に根室飛行場の見学を許可していた。

●捏造された罪と罰と矛盾

◇宮澤・探知罪Ⅱ先の項で、宮澤弘幸が確定判決でスパイとされた行為の主要6例を例示したが、このいずれもが、(判決文の表記においても)聴取、目撃、知得、聴講によって取得したものと明記されており、刑法の罰則を伴う不法不正な手段によって取得したものではない。判決理由にも、不法侵入、窃盗、強奪、略取などの記載は全くない。したがって改正軍機保護法・付帯決議に照らして、探知罪に問える違法行為ではなく、法で保護される秘密でもないことが、判決文によって明白になる。

したがって、特高による取調べから確定判決に至るまで、探知ではない目撃、知得を「探知」だとすり替え、秘密ではない事柄を秘密だと捏造したことが明らかになる。

◇レーン夫妻・探知罪Ⅱ夫妻の確定判決に於いて、夫妻が独自に探知・取得した事例は一例もない。全て、宮澤らから聞いた事柄であり、しかも不正不法な手段を用いて聞き出した事柄は一例もない。これも確定判決で明らかであり、よって探知ではない行為を「探知」だとすり替え、捏造したことが明らかになる。

◇漏泄罪Ⅱ宮澤判決では、取得した軍事秘密を全てレーン夫妻に漏泄したとなっている。したがって、この時点で夫妻は本件全ての軍事秘密を手でできていたことになり、こと改めて宮澤から探知する必要は全くない。にもかかわらず夫妻の確定判決では、宮澤から探知したとなっており、宮澤の漏泄と矛盾する。これが両者の関係であり、どちらかが捏造ということになる。

●捏造された軍事秘密

◇軍事秘密Ⅱ宮澤弘幸とレーン夫妻が探知・漏泄罪に問われた行為の対象である「軍事秘密」は、先に例示した6例でも、全て事実上公開の存在だった。せいぜい工事用の仮塀で囲われた程度の防御であり、講習会に至っては公募によって積極的に広めたものだった。(厳重に防御された秘密ではない)

中でも、根室海軍飛行場は、公共空間に広がる公然の大施設であり、敵国となる米国の武官にまで見学を許可していた。宮澤弘幸はこの域内に一步も入っていない。だが、外縁に沿って走る列車の窓越しに、見るともなく眺めていたに違いない。

しかも、確定判決の上で、6例の全てが不正不法の手段によって取得されたものではないことが明らかなのだから、改正法・付帯決議に照らすまでもなく、軍機保護法によって保護される「不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密」ではなかったことになる。

◇敵国漏泄Ⅱ国防を危うくするスパイ行為は、高度の秘密が敵国に漏泄されて究極の犯罪となる。ところが確定判決によると、レーン夫妻から米国大使館に漏泄されるまでに半年から一年、二年を要している。中には「大使館に」通報されるだろうと予想しながら(第三者に)申し告げた」という杜撰な漏泄さえある。

もちろん、この判決自体をレーン夫妻は否認しているが、秘密の質において、全く急を要しない「この程度のどうでもよい軽い秘密」だったと判決自体が認識していたことになる。

4、冤罪の加害者は国家権力

本件冤罪の加害者は、国家治安の総元締・旧内務省に集約される国家権力そのものだった。その全貌と、冤罪に嵌めた経緯は、敗戦と同時に同じ権力によって破棄・焼却されているが、それは確定判決などの痕跡を丹念に浚い、暗幕に光を当てれば見えてくる。

●治安権力の戦時暴走化

内務省 1874年開庁。警察機構と地方機関（都道府県）の掌握を軸に、運輸、建設、殖産、民生にわたる広範な国家権力を統括した。中でも、全国の特高警察（特別高等警察）組織を統括する警保局が治安権力を揮った。

特高警察 組織上は都道府県警察部（現・都道府県警察本部）及び各警察署に所属したが、実際には内務省（警保局）直轄の強力な中央集権体制に組み込まれ、個別事案には署長といえども関与がたない、警察部内にあっても異質な存在だった。

裁判所 組織上は戦時司法界にあっても独立の存在だったが、問答無用の横行する戦時体制下では、軍機保護法、国防保安法、戦時刑事特別法、戦時特別措置等によって、治安被告の権利が大幅に奪われ、裁判所も事実上弾圧権力に組み込まれていた。

●軍部隷従・国民弾圧の背景

◆1930年代に入り、「国益」「生命線（満蒙生命線）」という

言葉が権力、及び御用知識人によって多用され、国民意識を軍部隷従・戦意高揚に誘導した。

◆1936年ロンドン軍縮会議から脱退し、無制限軍拡へと走り出す。2・26事件を経て、軍・国家権力にとって不快な言動を全て反軍・反国家思潮と決めつけ国賊化へ誘導した。

◆1937年、遂に日中戦争に引き込み、軍機保護法を全面改定して対象を一般国民に拡大・重罰化。さらに国家総動員法（38年）、国防保安法（41年）など戦時新法の量産と共に治安維持法を全面改悪して無差別かつ治安権力の恣意のままに検束を可能にした。

◆1941年、御前会議で帝国国策遂行要領（対米英開戦準備）を策定、同時に内務省指令で全国特高が「外諜」（スパイ）名目で拘束すべき不穩人物（生贄）のリストを作成、一斉検挙に備えた。

●暗黒裁判で懲役15年が確定 収監

1942年12月16日、札幌地裁（公判は非公開）は宮澤弘幸に懲役15年の判決。被告側が控訴するも、戦時法によって高裁をとばし、いきなり大審院での審理になる。

弁護団は「罪トナラザル事実ヲ有罪ニ断シタル違法」「事実誤認シ法ノ適用ヲ誤リタル違法」「証拠ニヨラズシテ断罪シタル違法」など8項目の「上告趣意書」を提出し、精緻な論証を準備した。

しかし大審院は、門前払いを誘導する戦時法を後ろ盾に、公判を

回避し、事実調べをすることもなく「原判決ハ認定事実ト擬律トニ齟齬アル所ヲ見ザルノミナラス所論ノ違法一トシテ存スルコトナク論旨総テ理由ナシ」と紋切り文句で棄却した。宮澤以外の被告も大同小異の経過で全て有罪確定の断となった。

●なぜ、有罪・重刑に？

◆宮澤弘幸は好奇心旺盛で旅好きだった。当時、北に国境を接する北海道はいたるところに軍の施設があった。この相互に無関係な要素が、狡猾な特高につけ狙われたこと、十分ありうる。

◆宮澤弘幸は、思想信条において、当時普通の軍国少年で、内務省好みだった。国益に対応した大陸一貫鉄道の建設を渴望する論文を書き、軍事教練に勤しみ、軍の特別講習に進んで参加し、海軍委託学生に志願し合格している。

◆その宮澤弘幸にスパイの断が下ったのだから傲然と否定し、反発した。だが、その傲然さが、高飛車な特高には国家への反逆と映った。天皇の特高警官に逆らうことは、天皇に逆らうことだと。これで反国家の若造と烙印された。これもありうる。

◆宮澤弘幸は、特高の拷問によつて一度は虚偽の自白に追い込まれたが、起訴後は一貫して捏造された自白・容疑を否定した。この頑強者を戦時の銃後に出しては不穩かつ悪弊となりかねず、長期、刑務所に閉じ込めるに限ると思わせた。これも十分にありうる。

●権力が罪を捏造した狙い

検挙された被疑者のうち何人が有罪になったか。これを有罪率と

いうが、12・8一斉検挙をはじめ一連の戦時検挙の有罪率は、おそらく3割にも満たない。これは何を意味するのだろうか。ここで被疑者とは、冤罪の被害者、である。

◆「1937年から3年間、軍機保護法で検挙された人数は377名であったが、起訴され有罪となったのは14名、3・7%に過ぎなかった」「特に1939年は検挙289名と過去最多であったのに対し有罪4名だけだった」（防衛省・防衛研究所紀要）

◆「軍機保護法にかかる昭和14年までの裁判所受理件数159件のうち起訴は31件で19%」（判事・伊達秋雄の調査）

◆「12・8一斉検挙126人のうち有罪判決は42年末で罰金14人を含め37人、29・3%」（内務省「外事警察概況」から積算）

Ⅱ以上の事実は、検挙自体が目的で、容疑の存在、解明、証明は二の次、三の次だった実態を露わにしており、現に内務省の内部文書「外事警察概況」は、3割弱の有罪をもって「米英系外諜組織は一応壊滅」と自賛し、内務省幹部の中には「査察内偵宜しきを得れば、取締目的の十中八九は之を果たし得たと言っても過言でない」との言さえある。恣意による検挙で、狙った当人を痛めつけ、それによつて「スパイ憎し国家大事」の印象を世に浸透させるのが目的だったといつて、間違つてはいない。

半面、大量検挙の正当性を見せかける必要もあり、見せしめに適した事案では、捏造も厭わず絶対有罪の重罪を仕立てた。戦時を盾に何でもできると、高をくくったのである。

（『外事警察概況』は、復刻合本が龍溪書舎から刊。国会図書館で閲覧できる）

●「スパイの家族」の苦しみ

母・とくさん 検挙の直後、札幌に飛んで、当時の今・北大総長の自宅を訪ね一縷の相談に及んだが冷たく返された。以来、息子の状態を知られないようにと「大日本婦人会」の活動などに勤しんだ。だが、それでも「スパイの家族」、「国賊の家族」の陰口が流れ、逃げるように転居を繰り返したという。

弟・晃さん 1943年10月21日、雨の神宮外苑競技場での出陣学徒壮行大会で、後輩学徒を代表して送辞を読むことになっていたが、直前になって「兄がスパイ」を理由に外された。

妹・美江子さん 「兄がスパイ」と知られると結婚話は破談に。それは戦後も続いた。しかし1950年、阿寒湖で出会った秋間浩さんはそれを承知で結婚し支えた。

婚約者・高橋あや子さん 宮澤弘幸が北大卒業後、技術将校として海軍に入隊したら結婚する約束を交わしていた。独身を貫き、2013年2月、89歳で死去した。



宮澤弘幸の眠る
宮澤家之墓
東京新宿区・常圓寺



高橋あや子さん
(ビデオ「レーン・宮澤事件—もう一つの12月8日」から)



右から、母・とく、弟・晃、弘幸、父・雄也、妹・美江子の家族(1938年1月撮影)。父は、ドイツへも企業留学した幹部技術者。母は実業家の娘。当時としては中流の家族。裕福ながらも質素に育てられた。